

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年3月21日

金曜日

第5352号

目次

告 示

○特定計量器の定期検査の実施	1
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	4
○道路の区域変更	5
○道路の供用開始	6

公 告

○土地改良区の役員の就任	7
--------------	---

告 示

富山県告示第108号

特定計量器の定期検査の実施について

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和7年3月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 対象となる特定計量器

- (1) 非自動はかり、分銅及びおもり
- (2) 皮革面積計

2 検査を行う区域

魚津市、滑川市、黒部市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

3 実施の期日及び場所

検査期日	検査時間	検査場所
令和7年 6月3日（火）	午前10：30～午後3：00	中新川郡立山町岩嶺寺21番地 立山町岩嶺公民館

6月4日（水）	午前10：00～午後3：00	中新川郡立山町前沢2440番地 立山町役場
6月5日（木）	午前10：00～午後3：00	中新川郡立山町前沢2440番地 立山町役場
6月6日（金）	午前10：30～正午	中新川郡舟橋村佛生寺55番地 舟橋村役場
6月10日（火）	午前10：00～午後3：00	中新川郡上市町法音寺1番地 上市町役場
6月11日（水）	午前10：00～午後3：00	中新川郡上市町法音寺1番地 上市町役場
6月12日（木）	午前10：00～午後3：00	中新川郡上市町法音寺1番地 上市町役場
6月13日（金）	午前10：30～午後2：30	下新川郡入善町芦崎321番地2 芦崎公民館
6月16日（月）	午前10：00～午後3：00	下新川郡入善町入膳5232番地5 入善まちなか交流施設うるおい館
6月17日（火）	午前10：00～午後3：00	下新川郡入善町入膳5232番地5 入善まちなか交流施設うるおい館
6月24日（火）	午前10：30～午後3：00	下新川郡朝日町藤塚31番地 朝日町立あさひ野小学校
6月25日（水）	午前10：00～午後3：00	下新川郡朝日町道下1133番地 朝日町役場
7月1日（火）	午前10：30～午後3：00	黒部市宇奈月温泉643番地 黒部市宇奈月公民館
7月2日（水）	午前10：30～午後3：00	黒部市宇奈月町浦山2100番地2 黒部市生涯学習文化スクエア
7月3日（木）	午前10：00～午後3：00	黒部市生地中区361番地 黒部市コミュニティセンター
7月8日（火）	午前10：00～正午	黒部市田家新16番地 黒部市田家公民館

同上	午後1:30～午後3:00	黒部市岡165番地1 黒部市石田公民館
7月9日(水)	午前10:00～午後3:00	黒部市三日市725番地 くろべ市民交流センターあおーよ
7月10日(木)	午前10:00～午後3:00	黒部市三日市725番地 くろべ市民交流センターあおーよ
7月15日(火)	午前10:00～午後3:00	黒部市三日市725番地 くろべ市民交流センターあおーよ
10月1日(水)	午前10:00～正午	魚津市長引野1290番地3 魚津市西布施地域活性化センター
同上	午後1:30～午後3:00	魚津市浜経田466番地 魚津市経田公民館
10月2日(木)	午前10:00～午後3:00	魚津市六郎丸1062番地 魚津市加積コミュニティセンター
10月3日(金)	午前10:00～午後3:00	魚津市六郎丸1062番地 魚津市加積コミュニティセンター
10月7日(火)	午前10:00～午後3:00	魚津市友道1375番地1 魚津市本江地域交流センター
10月8日(水)	午前10:00～午後3:00	魚津市村木町1番21号 魚津市村木コミュニティセンター
10月9日(木)	午前10:00～午後3:00	魚津市本町一丁目1番10号 魚津市大町コミュニティセンター
10月14日(火)	午前10:00～午後3:00	魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所
10月16日(木)	午前10:00～午後3:00	滑川市加島町194番地 滑川市西地区コミュニティホール
10月21日(火)	午前10:00～正午	滑川市四ツ屋134番地 滑川市立東部小学校
同上	午後1:30～午後3:00	滑川市赤浜727番地 滑川市立南部小学校

10月22日（水）	午前10：00～午後3：00	滑川市寺家町104番地 滑川市役所
令和7年4月30日（水）から同年12月26日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	午前9：00～午後4：00	富山市新庄町39番地の6 富山県計量検定所

4 特定計量器の所在の場所において実施する定期検査

対象となる特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当する場合は、令和7年4月30日（水）から同年12月26日（金）までの間において別に定める期日に実施する。

富山県告示第109号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営土地改良事業（上新田地区）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（上新田地区）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年3月21日から

令和7年4月18日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第110号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 立山山田線	富山市婦中町道島字釜谷 43番24から	変更前		最大 14.9 最小 7.4	35.8	富山土木 センター
	富山市婦中町道島字釜谷 43番31まで	変更後		最大 40.4 最小 7.4	35.8	

一般国道 472号	富山市婦中町長沢字平等 60番14から	変更前		最大 6.2 最小 5.6	24.7	富山土木 センター
	富山市婦中町長沢字平等 60番14まで	変更後		最大 9.7 最小 5.6	24.7	
県道 檜尾長川原線	富山市八尾町東坂下字宮 ノ谷1番から	変更前		最大 5.3 最小 5.3	16.3	富山土木 センター
	富山市八尾町東坂下字宮 ノ谷1番まで	変更後		最大 10.7 最小 10.5	16.3	
県道 井波井口城端 線	南砺市川上中 885番3地 先から	変更前		最大 13.0 最小 10.4	81.3	砺波土木 センター
	南砺市川上中 887番3地 先まで	変更後		最大 14.8 最小 10.4	81.3	
県道 山田砺波線	砺波市坪野字尾川18番1 地先から	変更前		最大 7.5 最小 6.0	32.0	砺波土木 センター
	砺波市坪野字尾川34番2 地先まで	変更後		最大 18.1 最小 6.1	32.0	

富山県告示第111号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 立山山田線	富山市婦中町道島字釜谷43番24から 富山市婦中町道島字釜谷43番31まで	令和7年3月21日	富山土木 センター
一般国道 472号	富山市婦中町長沢字平等60番14から 富山市婦中町長沢字平等60番14まで	令和7年3月21日	富山土木 センター
県道 檜尾長川原線	富山市八尾町東坂下字宮ノ谷1番から 富山市八尾町東坂下字宮ノ谷1番まで	令和7年3月21日	富山土木 センター
県道 高岡環状線	高岡市二塚4024番から 高岡市二塚 737番まで	令和7年3月23日	高岡土木 センター
県道 高岡小杉線	高岡市二塚4024番から 高岡市上伏間江 222番まで	令和7年3月23日	高岡土木 センター
県道 井波井口城端 線	南砺市川上中 885番3地先から 南砺市川上中 887番3地先まで	令和7年3月21日	砺波土木 センター
県道 山田砺波線	砺波市坪野字尾川18番1地先から 砺波市坪野字尾川34番2地先まで	令和7年3月21日	砺波土木 センター

公 告

土地改良区の役員の就任

福岡町土地改良区の役員に次の者が令和7年3月11日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和7年3月21日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名

住 所

理 事 小 林 誠

高岡市福岡町赤丸 542番地